

尼崎市立地域総合センター活動団体登録制度要綱

1 趣旨

この要綱は、尼崎市立地域総合センター（以下「総合センター」という。）において、地域住民をはじめとする市民相互の交流の促進及び人権啓発意識の普及高揚に資する活動を継続的に行う団体を支援するとともに、総合センターとの協働による事業を推進し、もって市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

2 登録の要件

この要綱による登録団体（以下「登録団体」という。）は、次に掲げるすべての要件を満たさなければならない。ただし、特別の理由がある場合についてはこの限りでない。

なお、「尼崎市民」とは、尼崎市自治のまちづくり条例にある、市内在住、在勤、在学者、活動拠点が市内であることと定義する。

- (1) 活動目的に市民相互の交流促進及び人権啓発意識の普及高揚に向けた取組が含まれていること。
- (2) 営利を目的とする活動、政治活動及び宗教活動でないこと。
- (3) 5名以上で構成され、構成員の半数以上が尼崎市民であること。
- (4) 総合センターにおいて、(1)に規定する活動を継続的に行っていること。
- (5) 参加を希望する者が随時加入することが可能であること。

3 登録及び更新手続き等

(1) 登録の申請

登録の申請に際しては、次の書類を提出しなければならない。

- ア 登録・更新申請書（第1号様式）
- イ 団体規約又は会則
- ウ 構成員名簿
- エ その他必要と求める書類

(2) 登録期間

登録承認日から毎年度末までとする。

(3) 登録事項の変更

登録団体は、登録事項に変更が生じた場合は速やかに届け出なければならない。

(4) 登録の更新

登録の更新を希望する場合は、別に定める期間に(1)に規定する書類を提出しなければならない。なお、登録の更新を行わない団体については、登録期間満了後1年間は再登録を行うことができないものとする。

4 支援措置

登録団体に対しては、次の各号に掲げる支援措置を実施する。

- (1) 総合センターの利用に際しての利用許可申請にかかる部屋の予約については、利用しようとする日の4月前の日の属する月の初日からとする。
- (2) 部屋の使用料については、尼崎市立地域総合センターの設置及び管理に関する条例施行規則（昭和46年尼崎市規則第20号）第6条第2項第1号の規定を適用する。
- (3) 総合センターが実施する事業に関する情報を随時提供する。

- (4) 活動内容及び活動状況等を総合センターのホームページに掲載する。
- (5) その他必要と認める支援を行う。

5 登録団体の責務

登録団体は、次の各号に掲げる事項を実施するよう努めなければならない。

- (1) 総合センターにおいて継続的に活動を行うこと。
- (2) 総合センターが実施する各種事業に積極的に参加すること。
- (3) 総合センターの求めに応じ、各種研修、講演会及び実行委員会等に参加すること。

6 登録の取消し

登録団体の活動が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録団体の登録を取消すことができるものとする。

- (1) 登録団体の活動が、条例、規則及びこの要綱に違反したとき。
- (2) 登録事項に虚偽があったとき。
- (3) その他総合センターの登録団体として適当でないと認められるとき。

付 則

この要綱は、平成26年12月26日から実施する。ただし、「4 支援措置」の規定については、平成27年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成29年11月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成31年3月13日から実施する。

付 則

この要綱は、令和3年3月2日から実施する。